解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年十二月二十日をもって総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月二十五日

大阪府枚方市**樋**之上町四番一―一〇六号

ネオライフ樟葉マンション管理組合法人

清算人　中川　周一

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年十二月十三日新潟市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月二十五日

新潟県新潟市東区若葉町二丁目一五番二六号

市場周辺土地区画整理組合

代表清算人　今村　慶一

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十九年六月十六日和歌山県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月二十五日

和歌山県橋本市高野口町下中一四一―四

清算法人信太村大字下中土地改良区

代表清算人　守内　一泰

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十九年十一月二十九日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月二十五日

福岡県田川郡添田町大字添田二一五一番地

清算法人桝田落合土地改良区

清算人代表　樋口　金光

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年十二月十九日福岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月二十五日

福岡県大野城市乙金二丁目五番二八号

大野城市乙金第二土地区画整理組合

代表清算人　髙原　康夫

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年五月九日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月二十五日

大分県玖珠郡九重町大字町田二三五七番地

宝泉寺生産森林組合

清算人　矢野　政治

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十九年十一月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月二十五日

東京都千代田区内神田二丁目四番四号

日本ポリオレフィンフィルム厚生年金基金

代表清算人　松木　康雄

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年九月二十七日石川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月二十五日

石川県河北郡津幡町字北中条ラ二三番地二

津幡町北中条地区土地区画整理組合

代表清算人　鈴木　準一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十一月十八日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月二十五日

京都市東山区三条通大橋東三丁目三五番地

五　宗教法人三条敬神末**廣**教会

清算人　金森　明美

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十一月十八日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月二十五日

京都府宇治市槙島町薗場九番地

宗教法人敬神槙島教会

清算人　齋藤まち子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年八月十二日開催の社員総会の決議並びに岡山県知事の認可により平成二十九年十一月十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月二十五日

岡山県玉野市胸上二六一二番地の五

医療法人敬心会

清算人　大萩　正治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県名取市閖上二丁目一五七番地、最後の住所宮城県名取市美田園一丁目八番地の一三号棟六号　被相続人　亡　橋浦　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十五日

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目一一番一二号プレジデント一番町二〇八号法律事務所あかり

相続財産管理人　弁護士　丸山　孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県袖ケ浦市代宿八番地、最後の住所千葉県袖ケ浦市久保田八五七番地九　特別養護老人ホームサニーヒル

被相続人　亡　石川　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十五日

事務所千葉県木更津市貝渕二丁目六番三四号　山田次郎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山田　次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区本駒込五丁目四九番、最後の住所千葉県松戸市上本郷二三一九番地の一三　被相続人　亡　宮内　正博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十五日

事務所千葉県柏市中央町二番一号柏センタービル四階神谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　樋上　正樹

第44期決算公告　平成29年12月5日

千葉県市川市市川南4丁目2番11号

京葉住設株式会社

代表取締役社長　広瀬　徳和

貸借対照表の要旨（平成29年9月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	7,084
	固定資産	4,401
	合計	11,485
負債及び純資産の部	流動負債	5,018
	固定負債	735
	株主資本	5,732
	資本金	91
	資本剰余金	416
	利益剰余金	5,225
	利益準備金	23
	その他利益剰余金	5,202
	（うち当期純利益）	（141）
	合計	11,485